	イイ ルフ	25.00		平 9 月 I 日
No.	種類	質問	回答	備考
1	要件(用	事業再開に要する	事業の目的にかんがみ、増築・増床など「新増設」に	9月1日
	地•建屋)	経費は、補助対象	該当する範囲に限り、 <u>補助対象となり得ます。</u>	追加
		か。	既存建物、設備の撤去費・移設費や、復旧のための	
			修繕費については補助対象外です。	
			なお、施設・設備の復旧のための費用等も対象とする	
			補助事業の例として「中小企業等グループ施設等復旧整	
			備補助金」「福島県原子力被災事業者事業再開等支援	
			補助金」が挙げられます。	
			※公募要領P1「1. (1)事業の目的」をご参照く	
			ださい。	
2	要件(用	中古建物(居抜き物	<u>補助対象です。</u>	9月1日
	地•建屋)	件)の購入は、補助	ただし、補助事業の実施に当たり必要最小限の範囲	追加
		対象か。	に限ります。	
3	要件(用	機械設備のみの導	補助対象施設1~4(工場、物流施設、試験研究施設	9月1日
	地•建屋)	入は、補助対象か。	及びコールセンター・データセンターの用に供する施設。	追加
			以下同じ。)で行う事業の用に供される機械設備である	
			場合は、補助対象となり得ます。	
			補助対象施設5~7(店舗、宿泊施設及び社宅。以下	
			同じ。)で行う事業の用に供される場合は、補助対象外で	
			す。これら施設への設備の導入は、建物の新増設が要	
			件となります。	
			※公募要領P1「用地・建屋・設備」、同P2「8 機	
			械設備」をご参照ください。	
4	要件(用	土地の取得のみ本	補助対象外です。	9月1日
	地•建屋)	補助金を利用する	補助対象施設1~4で行う事業では、建物又は設備の	追加
		場合は、補助対象	新増設が、補助対象施設5~7で行う事業では、建物の	
		か。	新増設が補助事業の要件となります。	
			※公募要領P1「用地・建屋・設備」をご参照くださ	
			い。	
5	要件(用	既存工場など自社	増築・増床など「新増設」に該当する範囲内に限り、 <u>補</u>	9月1日
	地•建屋)	施設の改修、改造	助対象となり得ます。	追加
		及び増築は、補助	既存建物、設備の撤去・移設は、補助対象外です。	
		対象か。	※Q&ANo. 1をご参照ください。	

No.	 種類	質問	回答	備考
6	要件(用	借地に新増設する	補助対象です。	9月1日
	地•建屋)	場合、建物取得費		追加
		   は、補助対象か。	   止した場合は補助金の全部又は一部の返還を求められ	
			ることがあるため、借地利用の場合であっても 10 年以上	
			の事業継続が必要です。	
			※公募要領P8「5. その他⑥」をご参照ください。	
			なお、土地の賃借料は、補助対象外です。	
			※公募要領P6「補助対象経費の区分」をご参照くだ	
			さい。	
7	要件(対	どのような施設・設	補助対象施設・設備1~9に該当し、かつ <u>被災者の方</u>	9月1日
	象施設)	備を補助の対象とし	の自立・帰還及び将来的な産業集積に資する施設・設備	追加
		て想定しているか。	<u>です。</u>	
			例えば、「6 宿泊施設」に関しては、継続的な地域外	
			からの集客により、補助対象地域等に帰還・移住する住	
			民の長期的な勤務先として少なくとも10年以上の事業	
			継続が確実に見込める産業集積に資する施設となりま	
			す。	
			※公募要領P1「1. (1)事業の目的」、同P2「6	
			宿泊施設」をご参照ください。	
8	要件(対	工場に付随した小	補助対象です。	9月1日
	象施設)	売店舗は、補助対	ただし、店舗部分において設備の購入のみを補助対	追加
	1 工場	象か。	象とすることは認められません。工場部分については設	
			備のみでも補助対象です。	
			※Q&ANo.3をご参照ください。	
9	要件(対	店舗に付随した物	補助対象施設「5 店舗」として、当該店舗で行う事業	9月1日
	象施設)	流施設・オフィス(本	の用に供する物流施設・オフィスを併せて整備する場合	追加
	5 店舗	社、営業所)は、補	は補助対象となり得ます。	
		助対象か。	ただし、店舗に付随していても、オフィスのみを整備す	
			る場合は <u>補助対象外です</u> 。	
			なお、補助対象施設「2 物流施設」として、店舗に付	
			随している物流施設のみを整備する場合は、 <u>補助対象</u>	
			<u>外です</u> 。	
			※公募要領P1「2 物流施設」をご参照ください。	

No.	種類	質問	回答	備考
10	要件(対	フランチャイズ(注)	可能です。	9月1日
	象施設)	の本部が補助事業	ただし、取得財産である店舗について、補助事業者で	追加
	5 店舗	者である場合、整備	ある本部が、補助事業の完了後においても、善良な管理	
		した店舗の経営権だ	者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従っ	
		けを個人事業主に	て、その効果的運用を図る必要があります。	
		委譲することは可能	また、委譲先の個人事業主も共同申請者となる必要	
		か。	があります。補助事業完了後に個人事業主(共同申請者	
		(注)中小小売商業	ではない)に経営権を委譲する場合は、別途事前に手続	
		振興法(昭和 48 年	が必要となります。	
		法律第 101 号) 第	※公募要領P7「4.補助事業者の義務等④」をご参	
		11 条に規定する	照ください。	
		「特定連鎖化事業」		
		のこと		
11	要件(対	ガソリンスタンドは補	補助対象施設「5 店舗」として補助対象となり得ま	9月1日
	象施設)	助対象か。	す。ただし、他の補助事業の交付対象となるものを除き	追加
	5 店舗		ます。	
			なお、国の他の補助事業の例としては、地下タンクの	
			大型化等を対象とする「地域エネルギー供給拠点整備事	
			業」が挙げられます。	
12	要件(対	インターネット、カタ	倉庫については、補助対象施設「2 物流施設」として	9月1日
	象施設)	ログ等を使用した店	補助対象となり得ます。	追加
	5 店舗	舗を持たない通信	なお、オフィスのみの建設は補助対象外です。	
		販売は補助対象		
		か。		
13	要件(対	「福島県原子力被災	補助対象外です。	9月1日
	象施設)	事業者事業再開等	※公募要領P2「5 店舗」をご参照ください。	追加
	5 店舗	支援補助金」におい		
		て補助対象となる風		
		俗営業事業(スナッ		
		ク、ゲームセンター		
		等)は、補助対象		
		か。		
14	要件(対	入居するテナントか	補助対象です。	9月1日
	象施設)	ら賃料を得ることを	なお、補助事業者以外に賃貸する場合は、条件があり	追加
	5 店舗,	想定した店舗は、補	ます。	
	6 宿泊	助対象か。	※公募要領P5「(補助事業で取得した施設を他者に	
	施設		賃貸する場合)」をご参照ください。	

		2.112	年9月1日
No. 種類	質問	回答	備考
15 要件(対 施	設内容が、「市町	「市町村が策定した(中略)計画」(以下「計画」とい	9月1日
象施設) 村	<b>才復興計画等確認</b>	う。)に沿った施設であることが当該確認書において読み	追加
6 宿泊 書	こにおいて確認さ	取ることができれば、 <u>応募は可能です。</u>	
施設れ	しる「市町村が策定	ただし、申請される「宿泊施設」の内容が計画において	
L	た(中略)計画」	具体的に明記されている場合は、「投資計画の熟度」「事	
	、具体的に明記さ	業の将来性」「地域経済における重要度」など <u>採択審査</u>	
h	ていない場合、応	において、高い評価となることが見込まれます。	
募	は可能か。	「宿泊施設」の申請に当たっては、事前にまちづくり担	
		当部署など立地市町村と相談の上、既存若しくは新規の	
		計画における位置づけについて確認いただくことを推奨	
		します。	
		※公募要領P2「7 宿泊施設」、同P10~11「7.	
		(1) 採択時の主な審査内容」をご参照ください。	
16 要件(対 主	に高齢者を対象と	日本標準産業分類に掲げる「老人福祉・介護事業」に	9月1日
象施設) し	た宿泊施設は補	該当しない限り、補助対象となり得ます。	追加
6 宿泊 助	対象か。	なお、宿泊の対象者が限定される場合、補助事業の	
施設		目的(雇用創出や産業集積への貢献)との整合性の観	
		点から、詳細な説明を付すようお願い申し上げます。	
17 要件(対 宴	至会場や会議室は	事業上の必要性が応募申請書において確認できる場	9月1日
象施設) 補	助対象か。	合、補助対象となり得ます。	追加
6 宿泊			
施設			
18 要件(対 会	議室などの共用	事業上の必要性が応募申請書において確認できる場	9月1日
象施設)ス	ペースは補助対	合、 <u>補助対象となり得ます。</u>	追加
7 社宅 象	<b>きか</b> 。		
19 要件(対 既	そ設の工場等に付	付帯元となる工場等における新規地元雇用者及び社	9月1日
象施設) 帯	がする社宅を整備	宅の管理人が計上されます。	追加
7 社宅 す	る場合は、どのよ	※公募要領P3「交付要件」をご参照ください。	
)	に新規地元雇用		
	<b>新数を計上するの</b>		
h	N <sub>o</sub>		
20 要件(対 入	、居者から家賃を	<u>可能です。</u>	9月1日
象施設) 徴	女収することは可能		追加
7 社宅 か	١,	に充当する範囲内とします。	

No.	種類	質問	回答	備考
21	要件(対	社宅の所有者と付	補助対象外です。	9月1日
	象施設)	帯元となる工場等の	社宅の土地・建屋を賃貸(リース会社を利用)する場	追加
	7 社宅	所有者が異なる場	合、社宅は補助対象となりません。	
		合、社宅は補助対	※公募要領P4「(設備取得においてリース会社を利	
		象か。	用する場合)」をご参照ください。	
22	要件(対	補助対象施設5~7	建物を新増設した上で、機械設備を購入する場合は、	9月1日
	象施設)	で行う、本事業の用	<u>補助対象</u> となり得ます <u>。</u>	追加
	8 機械	に供される機械設備	※Q&ANo. 4及び公募要領P1「用地・建屋・設備」	
	設備	の購入は、補助対	をご参照ください。	
		象か。		
23	補助対象	固定資産として計上	補助対象外です。	9月1日
	経費	しない費用は補助対	補助対象経費のうち、地方税法(昭和25年法律第226	追加
		象か。	号)第 341 条に規定する固定資産として計上されるもの	
			及びこれと併せて実施する付帯工事費等が補助対象で	
			す。	
			※公募要領P6「補助対象事業」をご参照ください。	
24	補助対象	自己所有の土地ま	補助対象外です。	9月1日
	経費	たは借地を造成する	原則、本事業にて購入された土地に係る造成費用が	追加
		場合、土地の造成	補助対象です。	
		費は補助対象か。	ただし、土地と区分された構築物として独立した資産	
			管理が可能であり、かつ事業を実施するため必要不可	
			欠な場合は認められます。	
			※公募要領P7「4.補助事業者の義務等④」をご参	
			照ください。	
25	補助対象	メガソーラー等の発	発電された電力を補助対象施設においてのみ使用さ	9月1日
	経費	電設備は補助対象	れる場合は、補助対象となり得ます。	追加
		か。	ただし、施設自体が発電を目的としている事業の場	
			合、補助対象外です。全量買取り制度等、国の他の補助	
			事業の適用をご検討ください。	
26	要件(雇	いわゆるアルバイト	<u>できません。</u>	9月1日
	用)	(非正規職員)を新	新規地元雇用者は、いわゆる「正社員」に限定されま	追加
		規地元雇用者の要	す。	
		件にカウントすること	※公募要領P2「交付要件」をご参照ください。	
		はできるか。		
27	国の支援	復興特区制度(税制	<u>可能です。</u>	9月1日
	制度との	優遇、利子補給)と	積極的に活用ください。	追加
	併用	の併用は可能か。		

No.	種類	質問	回答	年9月1日 備考
28	国の支援	同一の土地・建物・	できません <u>。</u>	9月1日
	制度との	設備に対し、重複し	ーーーー 同一の補助対象物に対して、国の複数の補助金を受	追加
	併用	て国の補助金を受	けることはできません。	
		けることは可能か。	なお、本補助金の対象としない設備又は建物に他の	
			補助金を利用することは可能です。	
29	審査	補助率が上限値より	応募書類の相対評価が他の採択事業者より低い場合	
		下回るケースはどの	です。	
		ような場合か。	採択事業者および補助率は、事務局に設置される第	
			三者委員会が「採択時の主な審査内容」(公募要領P10	
			~11)に基づき決定します。	
30	スケジュ	事前着手が承認さ	事前着手承認のための申請を事務局あてに提出いた	
	ール	れるまでどの程度の	だきましてから、 <u>概ね2週間</u> 程度です。	
		期間を要するのか。	ただし、内容次第で時間を要する場合もあり得ます。	
			事前に事務局までご相談ください。	
31	スケジュ	補助対象経費とする	事務局による <u>交付決定日以降</u> です。	
	ール	契約・工事はいつか	採択決定後に事務局あてに交付申請していただきま	
		ら可能か。	す。交付申請から交付決定までは通常1~2ヶ月です	
			が、申請内容の確認に時間を要し、数ヶ月かかるケース	
			もございます。	
32	スケジュ	事業完了と事業終	「事業完了」は、新規地元雇用者数が確保され、かつ	
	ール	了の違いは。	工事が完了し外注先等に経費が支払われた時点です。	
			「事業終了」は、確定検査後、補助金が支払われた時	
			点です。	
33	スケジュ	工事はいつまでに	その後の確定検査、補助金支払いの事務手続きから	
	ール	終了する必要があ	逆算すると、 <u>平成32年12月</u> を目途に終了していただく	
		るか。	必要があります。	
34	補助金の	平成 33 年 3 月にな	原則、各補助事業の事業完了後、必要な <u>手続き終了</u>	
	支払い	らないと補助金が支	<u>後に支払われる予定</u> です。	
		払われないのか。		
35	事前着手	応募前に、既に着手	対象外です。	
		しているが、補助対	※公募要領P6「補助対象外」となる経費をご参照く	
		象か。	ださい。	
36	事前着手	どこからが事前着手	交付決定日前に、土地や建物の売買契約、仮契約、	
		か。	金銭の授受が発生する場合など締結された契約に拘束	
			力が発生する場合は、事前着手に該当します。	

	T		T 1/2 20	年9月1日
No.	種類	質問	回答	備考
37	事前着手	事前着手が適用可	公募開始日以降であって、事前着手承認申請の承認	
		能な場合、それはい	日以降に発生した経費を補助対象とします。	
		つから適用される		
		か。		
38	応募申請	補助事業の開始予	本事業に関わる土地・建物等の取得に係る発注を行う	
	書	定日は、申請日を書	予定の日を記載してください。	
		いて良いのか。	事前着手の申請を行わない場合は、交付決定後に事	
			業(土地・建物等の取得に係る発注行為)を実施していた	
			だくことになります。	
			本事業の採択決定は、平成 28 年 11 月下旬を予定し	
			ており、交付決定はそれ以降となります。	
39	応募申請	補助事業完了時と	新規地元雇用者数が確保され、かつ工事が完了し外	
	書	はいつ時点か。	注先等に経費が支払われた時点です。	
			雇用が完了しなければ、補助金は交付されません。	
			※Q&ANo. 32 をご参照ください。	
40	応募申請	事前に東北経済産	事前相談はなくとも、応募は可能です。	
	書	業局や福島県には	ただし、立地を円滑に進めるため、東北経済産業局、	
		必ず相談しなければ	福島県および立地市町村に、用地や立地条件等につい	
		ならないのか。	て相談・確認されることをお奨めします。	
			※公募要領P11「7. (1)③福島県の知事の意見書」	
			をご参照ください。	
41	応募申請	事前着手の承認申	同時に申請して下さい。応募申請書類とともに、事前	
	書	請は応募提案書と	着手の承認のための申請書を別添様式により作成の	
		同時に申請するの	上、事務局及び福島県へ郵送にて提出してください。	
		か。	また、事前着手の承認のための申請書の提出を予定し	
			ている場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。	
42	応募申請	事前着手の承認申	応募申請書類と同様、連名で記入してください。	
	書	請が共同申請の場		
		合、申請者欄も連名		
		にする必要がある		
		か。		

No.	種類	質問	回答	備考
43	応募申請	見積書等の添付は	原則として必要です。申請書類は、内容の妥当性が求	
	書	必要か。	められます。積算根拠として、見積書の徴取は可能な限	
			り行ってください。見積書の徴取が不可能な場合は、そ	
			の理由を添えて下さい。	
			見積書等を添付する場合は、公募要領P34「提出書類	
			等チェックシート②添付書類」に綴じて下さい。	
			内容確認がしやすいように、見積書等には任意の見積	
			書番号を右上に振り、提出書類に記載されている金額に	
			印等をつけてください。	
			公募要領P27「様式第2、別添1、(2)投資内訳」の備	
			考欄に、その項目に該当する見積書番号を明記してくだ	
			さい。	
44	応募申請	提出書類の送付	郵送又は宅配便に限ります。FAX及び電子メール、持	
	書	は、郵送に限るの	込による提出は受け付けません。平成28年9月30日正	
		か。	午必着です。締切日時を確認していただき、配達記録が	
			確認できる方法(例:簡易書留、宅配便等)にてお送りくだ	
			さい。	
45	応募申請	添付書類のページ	原則として、全ての書類の下部中央に通し番号でペー	
	書	番号はどのように振	ジを付与してください。	
		るのか、絶対に通し	ページ番号は、事務局と応募者間で内容確認を円滑	
		番号でないとダメな	に行うため、審査委員が評価しやすい申請書とするため	
		のか。	に付与をお願いするものです。	
			ただし、パンフレットや定款等のまとまった書類で、す	
			でにページ番号が付与されている書類については枝番	
			にしていただいても問題はありません。	
			各書類は、公募要領P34「提出書類チェックシート」の	
			順に必ず揃えてください。書類毎に、1-1、1-2・・・、2	
			ー1、2ー2・・・、などの振り方でも問題ありません。	

	大声 学点	££ 88	同体	/± ±
No.	種類	質問	回答	備考
	応募申請	区画整備中の土地	工場・店舗等の所在地の欄には、まとめて「〜地区内	
	書	で、申請書の提出期	第~区」等記載頂き、詳細は見取り図等別紙に記載くだ	
		限までに地番等が	さい。	
		確定しない場合、公		
		募要領P18(様式第		
		2)1. 補助事業の実		
		施計画(1)補助事		
		業の目的及び内容		
		(ロ)投資予定のエ		
		場・店舗等の概要の		
		「工場・店舗等の所		
		在地」はどのように		
		記載すればよいか。		
47	応募申請	公募要領P19(様式	補助事業を行う敷地、建物が、本事業実施により自社所	
	書	第2)1. 補助事業の	有になるかどうか、土地や中古建物を購入する場合は誰	
		実施計画(1)補助	から購入するか等、ご記入ください。所有関係が複雑な	
		事業の目的及び内	場合等は詳細に説明してください。	
		容(ハ)事業実施部分		
		の土地・建物の所有		
		関係には、どのよう		
		なことを記入すれば		
		よいか。		
48	応募申請	公募要領P21(様式	(1)収入、(2)支出ともに、事業者A、事業者Bそれぞれ	
	書	第2)2. 補助事業の	で表を作り、記載してください。また、合計値が、(様式第	
		収支予算	1)7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助	
		共同申請の場合、ど	金の配分額と必ず一致するように注意ください。別途公	
		のように書けばよい	開している記載例は共同申請の場合ですので、確認くだ	
		のか。	さい。	

No.	種類	質問	回答	備考
49	応募申請	公募要領P21(様式	資金計画として、どこからいくら資金調達するのか、返	
	書	第2)2. 補助事業の	済計画の詳細が分かるように資料を作成し、添付くださ	
		収支予算(1)収入	い。	
		の「起債又は借入	その資料は、公募要領P34「提出書類等チェックシー	
		金」(注1)に「資金	ト」の③様式第2の補足書類内に綴じてください。	
		計画(資金調達先、		
		返済計画等)につい		
		て分かる資料を添		
		付してください」とあ		
		るがどのような資料		
		を添付すればよい		
		か。		
50	応募申請	公募要領P21(様式	申請書内の収支は合わせる必要があるので、実際の	
	書	第2)2. 補助事業の	借入額よりも少ない額を記載することは問題ありません。	
		収支予算(1)収入	申請書の表の欄外に、「つなぎ融資として、実際の借	
		の「起債又は借入	中調書の表の欄がに、「うなさ融員として、美味の信」 入額は●●円を予定している」等の注記をしていただき、	
		金」に、実際には補	「大額は●●日を予定している」等の注記をしていたださ、 「添付書類で示される借入額を説明してください。	
		助金分も借入を行う	がり音波にかられる個人領を説めしていたです。	
		予定であり、借入金		
		の額を入力すると、		
		収支が合わなくな		
		る。		
51	応募申請	公募要領P22(様式	操業後の体制図のみではなく、補助事業(工場等の新	
	書		増設)の実施体制を含んで作成してください。	
		は、操業後の体制	実施体制図は補助事業がきちんと執行できる体制が	
		図を作成すればよ	整っているかどうかを判断するための資料です。 	
		いか。		
52	応募申請	公募要領P23(様式	工場等の名称の欄に「※福島県内に工場・店舗等なし」	
	書	第2)4. 補助事業者	と記入してください。	
		の概要会社概要		
		「福島県内の主な事		
		業所」及びP24 現行		
		の工場・店舗等の状		
		況の記載について、		
		福島内に工場・店舗		
		等がない場合は記載ないると		
		載なしでよいか。		

No.	種類	質問	回答	年 9 <b>月</b> 1 日 備考
53	応募申請	公募要領P30 生産	雇用数は補助事業を行う部門について記入ください。	
	書	計画と雇用効果の	申請時に補助事業を行う事業部門がない場合は、(a)欄	
		推移、補助事業を行	は、全て「0 人」となります。	
		う事業部門の申請	(a)欄は、申請年度に関係なく、「申請時の雇用数」を全	
		時における雇用数	ての年度の欄に記載してください。	
		(a)は、O人でよいの		
		か。		
54	応募申請	提出書類等チェック	株主総会での決議書類や、御社の役員を記載した書類	
	書	シートの③様式第2	等を作成し、現時点での役員が証明できるものを添付し	
		の補足書類「出資者	てください。	
		及び役員の一覧が		
		記載されている書		
		類」とあるが、具体		
		的にどのような書類		
		を提出すればよい		
		か。		
55	応募申請	提出書類等チェック	下記2点をご提出ください。	9月1日
	書	シートの③様式第2	① 所得税確定申告書B 第一表(事業者印、税務署受	追加
		の補足書類につい	領印、税理士印付き(*1))(3期分写し)	
		て、共同申請者が個	〔電子申請の場合〕申告書Bのハードコピー(3期分写	
		人事業主の場合、	し)と税務署が受信したというメールのハードコピー	
		何を提出すればよ	(*1)税務申告を税理士に委任していない場合は不要	
		いか。	② 青色申告決算書(青色申告)	
56	応募申請	捺印は副本を含め	副本はコピーでも結構です。	
	書	すべてに押さないと		
		いけないのか。		
57	応募申請	添付書類の定款や	コピーでも結構です。	
	書	登記簿謄本等は原		
		本でないといけない		
		のか。		
58	応募申請	書類は全てA4サイ	必ずA4サイズで作成・提出してください。A4サイズで	
	書	ズでなければならな	は文字が小さい、見づらい等があれば、左右、上下等に	
		いのか。	割付して複数ページで作成してください。	
59	応募申請	申請書の中に設計	建築物のおおよその大きさ・外観がわかる図面のみで	
	書	図の添付とあるが、	結構です。配置図、平面図、立面図があれば十分です。	
		どの程度の設計図		
		を用意したらよい		
		か。		

		T		# 3 <i>B</i> 1 D
No.	種類	質問	回答	備考
60	応募申請	電子媒体の提出は	CD 若しくは DVD1 枚で結構です。	
	書	1 枚でよいのか。		
61	応募申請	2つの異なる敷地に	それぞれの立地の目的が分かれている(別の事業で	
	書	工場・店舗等を作る	ある)場合は、それぞれ応募書類を作成してください。	
		場合、申請書はどう	目的が同じ(ひとつの事業)の場合でも、補助率の異な	
		するか。	る市町村又は地区に立地する場合は、それぞれ応募書	
			類を作成してください。この場合は、事業名に(その1)、	
			(その2)と記載するなど、同じ事業であることが分かるよ	
			うに工夫をしてください。	
			補助率の同じ市町村及び地区に同じ事業目的で立地	
			する場合は、ひとつの応募書類とすることができます。	
62	応募申請	2つの敷地のどちら	どちらかに立地するのであれば計画を精査していただ	
	書	かを検討している場	き、片方のみの申請にしていただく必要があります。	
		合、申請書はどうす		
		るか。		
63	応募申請	既存敷地内に増築	増築部分の面積のみを記入し、敷地、緑地面積は敷	
	書	の場合、投資予定	地全体の値を記入してください。	
		の施設の概要の建		
		築面積はどうする		
		か。		
64	応募申請	応募申請書は英語	不可です。	
	書	でもいいか。	日本語のみの交付申請書のみ受け付けます。	